株主各位

群馬県前橋市元総社町 194番地株式会社 群馬銀行 代表取締役頭取 深井 彰彦

第 141 期中間配当に関する取締役会決議ご通知

本日開催の当行取締役会において、第141期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の中間配当について下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

記

当行定款第 42 条の規定にもとづき、2025 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- 1. 中間配当金………………1 株につき 30円
- 2. 効力発生日ならびに支払開始日……2025年11月28日(金)

以上

中間配当金のお支払いについて

「配当金計算書」および「中間配当金領収証」(銀行口座振込みご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」、株式数比例配分方式ご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」)はきたる 11 月 27 日にご送付申しあげる予定でございます。